

## 鳥取県国立公園清掃活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県国立公園清掃活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、自然公園法第19条の趣旨に基づき、鳥取県内の国立公園の美化清掃を推進し、自然環境を清潔に保持することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる者が行う同表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、その者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。）以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業地を管轄する緑豊かな自然課長、総合事務所長又は西部総合事務所日野振興センター所長が別に定める日までに提出するものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定通知)

第5条 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付

決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正は、平成 19 年 5 月 24 日から施行し、平成 19 年度の補助業務から適用する。
- 5 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の補助業務から適用する。
- 6 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の補助業務から適用する。
- 7 この改定は、平成 29 年 5 月 8 日から施行し、平成 29 年度の補助業務から適用する。
- 8 この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の補助業務から適用する。
- 9 この改定は、平成 31 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

別表(第3条、第6条関係)

1 本補助金の交付を受け ることができる者	2 補助事業	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 重要な変更
<p>一般財団法人自然公園財団鳥取支部並びに国立公園区域に係る国立公園協会市町村支部及び市町村観光協会</p>	<p>鳥取県内の国立公園において公園利用者がもたらすゴミ等の廃棄物の収集及び処分等を行う事業</p>	<p>次に掲げる経費                      1 事業費                      (1)直接事業費                      ア 材料費                      清掃用具(リヤカー、くず籠、収集具、作業用被服等で消費税及び地方消費税相当額を除く取得価格が1品50,000円以下のものに限る。)の購入費                      イ 役務費                      清掃人夫、運搬人夫等の雇上経費                      ウ その他直接経費                      光熱水費、機械器具損料、運搬車借料、燃料費、機械器具修繕料等                      (2)一般管理費                      事業実施に必要な労務管理費、地代家賃、保険料(事業主負担分に限る。)、租税公課等(直接事業費(請負又は委託に要するものを除く。)の10%に相当する額を限度とする。)                      (3)委託事業費                      上記(1)及び(2)に係る事務の一部又は全部を委託した際の経費(県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)及び事業実施に係る下記2の事務費                      2 事務費                      事業実施に必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、食糧費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料等(事業費の4.5%に相当する額を限度とする。)</p>	<p>4分の1</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額                      1 総事業費から寄附金その他の収入(本補助金、国からの補助金又は負担金に相当する額及び事業の対象となる地域を管轄する市町村又は当該市町村の国立公園関係の団体からの補助金又は負担金を除く。)の額を控除した額の4分の1に相当する額                      2 国からの補助金、負担金又は委託費に相当する額                      3 事業の対象となる地域を管轄する市町村又は当該市町村の国立公園関係の団体からの補助金又は負担金の合算額の2分の1に相当する額                      4 補助対象経費から、2及び事業の対象となる地域を管轄する市町村又は当該市町村の国立公園関係の団体から補助金又は負担金の合算額並びにその他からの補助金又は負担金(県補助金を除く。)の額の合算額を控除した額</p>	<p>補助対象経費の総額の2割を超える変更</p>

様式第1号(第4条、第7条関係)

鳥取県国立公園清掃活動費補助金補助事業計画(報告)書

1 補助金所要(精算)額調書

国立公園名	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C(A-B)	補助対象経費 D	D の 内 訳				選定額 I	県 費 補助金額 J	摘 要
					国庫補助金又は負担金 E	市町村・市町村国立公園関係団体補助金又は負担金 F	〇〇〇補助金又は負担金 G	差引額 H(D-E-F-G)			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
計											

- (注) 1 選定額(I)は、差引額(C)の4分の1に相当する額、補助対象経費(D)の4分の1に相当する額、国庫補助金又は負担金(E)の額、市町村・市町村国立公園関係団体補助金又は負担金(F)の2分の1に相当する額及び差引額(H)を比べて、いずれか少ない額  
 2 摘要欄には、市町村・市町村国立公園関係団体補助金又は負担金(F)の市町村ごとの内訳を記入すること。

## 2 事業内容(実績)調書

(1) 国立公園名											
(2) 清掃地域名											
(3) 関係市町村名											
(4) 対象地域面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	面積		ha		ha		ha	計	ha
市町村名	面積										
	ha										
	ha										
	ha										
計	ha										
(5) ゴミ排出予想(実績)量	t										



3 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

4 消費税の取り扱い 一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者

※該当するものに○をしてください。

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条関係）

鳥取県国立公園清掃活動費補助金収支予算書

収 入

(単位:円)

科目	予算額	摘要
計		

支 出

(単位:円)

科目	予算額		摘要
		うち国費分	
計			

様式第2号 (第7条関係)

鳥取県国立公園清掃活動費補助金収支決算(見込)書

収 入

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
計			

支 出

(単位:円)

科目	予算額		決算額		摘要
		うち国費分		うち国費分	
計					

様

職 氏 名 印

年度鳥取県国立公園清掃活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号（以下「申請書」という）で申請のあった鳥取県国立公園清掃活動費補助金（以下「本負担金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の負担対象事業は、「鳥取県国立公園清掃活動費補助金」とし、その内容は、  
・ ・ ・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の負担対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、  
・ ・ ・とする。ただし、事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県国立公園清掃活動費補助金交付要綱（平成11年5月13日付景第35号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第4条3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県国立公園清掃活動費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県国立公園清掃活動費補助金について、補助金交付要綱第7条第4項規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。